

令和6年度 第2回地域クラブ活動協議会

1. 開催日時 場所 令和6年8月27日（火）午前9時30分～11時45分
浜松市教育委員会第一会議室

2. 協議委員の出欠 出席：奥家章夫 嶋野聡 杉田実良 笹原康夫 鈴木美佐男 森下伸弘
桔川増雄 野秋愛美 野中崇 岡本雅康 徳田弘子 藤田晴康
藤田健次 鈴木三男 松野英男 加藤元一 河合信寿 山本治之
鈴木健一郎
欠席：なし

3. 事務局 浜松市教育委員会指導課

4. 協議に関する議事の概要

○奥家委員長

本日の協議 1「浜松市が認定する地域クラブの要件」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

浜松市として地域クラブを認定する必要があるかということについて、前回の協議会でも様々なご意見をいただきました。

国のガイドラインには、地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であること、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力のもと、生徒の活動の場を整備することなどが示されており、地域クラブは単に中学生が加入する民間のスポーツクラブあるいは文化芸術クラブ等とは区別する、「公共的団体」としての要素が必要であると考えています。また、参加者が安心して活動できることを第一に、活動場所となる学校施設の使用、行政からの地域クラブ団体への支援、指導者として期待される教員の兼職兼業、中体連等各種大会等への参加の面等からも、その対象となる地域クラブがどのような団体であるかを明確化する必要があります。これらを踏まえ、自治体が認定における要件を設定し、その内容を盛り込んだ規約に沿って、各団体に適切な運営をしていただくことが望ましいと考えます。

今回示したのは、本市が認定する地域クラブとして、認定要件を明確にしたものです。明示した5点（「①基本理念に沿った目的及び活動計画」、「②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制」、「③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策」、「④公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制」、「⑤活動中のけがや賠償等のための保険への加入」）については、各地域クラブが作成する規約に明記して申請することで、本市が認定する地域クラブとして登録をする方向で考えております。5点の詳細についてはこの後説明しますが、まずは各団体に求めることとして、この5点の要件を設定することについて、協議委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

○奥家委員長

事務局の方で5点示していますが、個別の内容というよりは、どのような趣旨でこの5点にしているのか説明をお願いします。

○事務局

令和4年12月に策定された国のガイドライン等を基にしてこの要件を作成しています。また、地域クラブ団体がどのようなものなのかということを位置付けるために、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード」を参照しています。地域クラブは子供たちに関わる団体であることを前提に、コンプライアンスを徹底し、子供たちや保護者が安心・安全に参加でき、加えて指導者も安心して指導ができる最低限の要件として5点を示させていただきました。

○奥家委員長

分かりました。では5点の要件の詳細について、事務局からお願いします。

○事務局

「①基本理念に沿った活動の目的及び活動計画」については、各地域クラブに基本理念である「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」に沿った目的を設定してもらい、その目的を達成するために適切な活動計画を立て、明示してもらうこととなります。地域クラブ活動は、学校部活動と同様に生徒の自主的・自発的な活動であるため、参加者の多様な志向を尊重し、参加者や保護者にとって過度な負担にならないように配慮するなど、安心して参加できる団体であるということを明確にする必要があります。

「②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制」については、こちらも基本理念で示している「持続可能な活動環境」の観点から、指導者や活動場所等の体制を整備し、安全に活動できる環境を構築していくこととします。特に指導者については、1名だけだとその指導者が活動に参加できない事態が起きた場合、安定した活動をすることに支障が出るため、複数の指導者を確保するということを求めたいと考えています。なお、各地域クラブが確保する指導者につきましても、指導実績や指導者資格等を有することを絶対条件とするのではなく、あくまで望ましいという形で示しています。

「③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策」については、地域クラブに携わる全ての大人が、参加者の安全確保や暴言・暴力、ハラスメント等の行為の根絶に努められるよう、コンプライアンスに関する研修に積極的に参加することなどを通して、コンプライアンス意識の徹底を図る必要があると考えます。当然ながら指導者として担当する競技種目の技術指導に関わる研鑽を積んでいただきたいですが、それ以上に「生徒に関わり指導をする」ということにおけるコンプライアンスの徹底は必須であると考えます。研修システムの構築や研修の受講等の支援については、現在検討をしているところです。

「④公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制」については、前回の協議会でのご意見を踏まえ、会計処理と資金管理に絞った要件とすることとしました。この要件については、やはり会計処理や資金管理に係る透明性の確保が重要であり、参加者や関係者に対する情報開示を適切に行うことを求めていく必要があると考えています。

「⑤活動中の怪我や賠償等のための保険への加入」については、地域クラブ活動は学校部活動と違い、災害共済給付制度の適用外になるため、参加者及び指導者が安心して活動に取り組めるよう、保険への加入を促していく必要があると考えています。

○奥家委員長

市の認定を受けなければ、お子さんを預かって活動できないとかではないですね。

○事務局

はい。その通りです。

○桔川委員

私が携わっている総合型地域スポーツ・文化クラブの経験からすると、この認定制度は非常にメリットがあると思っています。やはり安心や安全、保護者の信頼という点で非常に大きく、クラブ会員の拡大において、小学校にも周知ができるということも考えられます。加えて自治会連合会との連携や学校の施設利用などのメリットもあるので、学校と地域を結ぶ上で、市が関わっていることを示すのは非常に大きいことかと思います。

○岡本委員

中体連でも地域クラブの加盟規程というものがあり、特に体罰やハラスメントについての規則や保険加入の点など、今回提案があった要件が概ね入っておりますので適切だと思います。なお、中体連だけでなく、吹奏楽連盟も同じかもしれませんが、各競技団体の協会や連盟に登録されていることが中体連大会への参加条件となっています。このような部分については、今回示してもらった要件ではなく、もう少し細かい部分で触れていくという解釈でよろしいですか。

○事務局

今回示しているのは、まず最低限のところの要件であり、今後様々なご意見や検討を踏まえ、最終的にはすべて、本市の地域移行に関するガイドラインに盛り込んでいく形になっていきます。

○奥家委員長

地域クラブも大会に参加していける団体となり得るように、中体連が考えている大会参加の要件と、市が認定する地域クラブの要件に整合性を持たさないといけないと思います。

○岡本委員

地域クラブが中体連大会に参加を希望する場合は、各競技団体の協会や連盟に登録をしていなければなりません。そのため、地域クラブ側にしてみれば浜松市に認定されたけれど、協会や連盟に登録していないから大会に出場できませんということがないように、ガイドラインに反映させていくことが必要だと思います。

○奥家委員長

中体連や吹奏楽連盟とも情報交換をしながら、地域クラブがスムーズに大会参加できるように整理をしていく必要があると思います。

○野秋委員

例えば中学校地域クラブのように既にある団体もあれば、今後地域で0から立ち上げていこうとする団体があると思います。基本的には既にある団体も含めて、このような要件をきちんと備えた地域クラブを作りましょうという認識でよろしいですか。

また、「浜松市立中学校部活動運営方針に準じた活動」との記載があります。今までそのような縛りがない中で、やりたい生徒や保護者たちを相手にお金をもらって活動している民間のスポーツクラブや文化団体というのは、この条件に合わせようとするそれまでの運営とは変わってくるので、地域クラブ活動には参画してこないのではないかと思います。私はそれでいいと思っていますが、この要件を満たす団体をどのようにイメージしているのかということをもう一度確認をさせてください。

○事務局

基本的には新しく地域クラブを立ち上げる方が、市の認定を受けることができるクラブの全体像をイメージできるような形で、五つの要件を示していきたいと考えます。既存の団体に関しては、本市が認定する地域クラブに登録することのメリットを周知していきます。民間のスポーツクラブや文化芸術団体に関しては、学校部活動の継承・発展や学校との連携など、国のガイドラインで示されている趣旨に賛同していただけるかどうかだと思います。ご指摘のように、活動時間や利益を重視した民間のスポーツクラブや文化芸術団体とは切り分けて考えていく必要があります。もちろん民間クラブの中でも、こういった趣旨に賛同して、登録をしていただくようなクラブも出てくるかもしれません。本市が認定する地域クラブに登録せずに活動するということがあっても構いませんし、子供たちがそのような民間クラブを選択することも自由ですので、そこは切り分けて考えたいと思います。

○藤田健次委員

地域クラブの要件は学校部活動の役割の継承・発展という視点で考えると、挙げていただいた五つの認定要件は的確だと思います。この要件が実行されることによって、子供たちが安心して活動できるので、実行を担保するシステムを整備する必要があります。民間クラブについても、この要件に合致し、今までの学校部活動が行ってきた教育的配慮をしっかり持っているところであれば、参入することは構わないと思います。しかし、民間が参入するには、何らかのインセンティブがないと難しいと思います。これらのことをどのように仕組みに反映させていくかが大切だと思います。

○奥家委員長

既存の団体は一括りにできないくらいのバリエーションがあるので、その特性を細かく見ていく必要があると思います。もちろん、民間のスポーツクラブであっても、この要件を満たし、市の地域クラブ団体として認定を申請するのであれば、インセンティブになるものを受けていただくことはできると思います。民間のクラブの参加料や月謝は、企業活動として運営していることもあり、その金額は独自に決めることになります。地域クラブとして求める要件には、できるだけ低廉な会費設定という話もありますが、そこが合致しないのはそれぞれの団体の成り立ちとして仕方のない話かと思います。

○森下委員

「③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策」に関連して、市が認定制度を設けるということで監督責任を負うような形になるのですか。

○事務局

国のガイドラインにおいては、責任の所在について、例えばハラスメント等のトラブルが地域クラブであった場合は、基本的には指導者本人や運営団体・実施主体が責任を負うとされています。ただ、その地域クラブに所属する生徒や保護者の相談を受けることに関しては、自治体の担当部署が指導権限を有しているということが、国のガイドラインのQ&Aに示されています。

○森下委員

ある程度結果を求められるクラブでは、強くさせたい思いやチームを勝たせたい思いから、コーチや監督の高圧的な指導があるという話も聞きました。それを保護者も見ているけれども、自分の子供がレギュラーになれるかなれないかという心境の狭間で、指導者に対して声を出せないということがあるらしいです。地域クラブにおいても、意図的に試合に参加させてもらえないなど、ハラスメントが起き

かねないので、行政の監督制度があると保護者としては安心です。

○事務局

責任の所在に関しては、まずは国のガイドラインに則って各団体に対応を求めています。また、地域クラブに対する指導権限を今後担当部署が担うことになるかと思いますが、具体的なあり方についてはこれから検討していきます。

○森下委員

監督というところまではいかなくても、保護者が相談できる窓口がはっきり分かるような体制を作っていたきたいと思います。

○奥家委員長

認定要件を作るとなると、それをどのように団体側に持続的に守ってもらうかが重要になるため、各地域クラブがその通りにできているかのモニタリング調査は必要です。そこから外れた場合にどうするかについても、認定を受け続けていただくためには考えるべきです。それから、各地域クラブからの情報を得るための仕組みを、認定制度の中に組み込む必要があると思います。これらについては引き続き議論を重ねていく部分とします。

それでは、協議2「ワーキンググループからの提案」にうつります。「運営団体・実施主体」のワーキンググループからお願いします。

○事務局

「運営団体・実施主体」のワーキンググループです。

最初の論点の「運営団体・実施主体になるための手続きや条件の整備」です。令和8年9月に向け、各方面で地域クラブの立ち上げを検討していただいているとの情報が入っています。今後ますます地域クラブの立ち上げの動きが加速していくことと思います。それと同時に、地域クラブの立ち上げに際し、様々な課題が浮き彫りになることが想定されます。そのため、地域クラブの新規立ち上げを考える地域や団体に対しての相談・支援体制を整備していく必要があります。今後、体制が整い次第、説明会や個別相談の機会を設けていきたいと考えます。

また、既存のスポーツ・文化芸術団体が、今後地域クラブ活動の運営団体・実施主体としてなり得るのかについても検証を進めております。すでに規約等を備え、安定した運営ができている団体も多くありますので、地域クラブ活動への参画に興味・関心を持ってもらえるような周知を工夫していく必要があると考えます。

次に「中学校地域クラブ等の規約改正」です。現在の中学校地域クラブは、原則中学校区に限定してのメンバー構成となっています。地域クラブ活動においては、どの学校の生徒でも参加できるため、特に小規模校や部員不足の部活動においては、生徒の活動の選択肢が増えることが期待されます。

次に「運営団体・実施主体への費用援助」です。各地域クラブの持続可能な運営という視点を第一に考えた場合、まずは学校施設の無償使用や公共施設の減免等ができる体制を整えて活動費用をおさえることが、間接的な費用援助につながると考えます。団体への直接的な費用援助については、これまで既存のスポーツ・文化芸術団体に費用援助をしていなかった経緯や、費用援助に頼る活動では持続可能な運営体制を構築することにつながらないなどの理由から、団体への直接的な費用援助は難しいのではないかと考えています。しかしながら、費用援助をしていくべきというご意見も多くあり、費用援助をするとしたら団体の規模等によって援助額を変えるのか、指導者の報酬や会議費等、使途を限定した援助

をするのかなど、引き続き検討していきます。その際、団体側の適切な会計処理と行政の確認業務等も鑑みていく必要があります。

最後に「民間事業との連携」です。他の自治体では、民間企業と自治体が連携し、自治体全体を巻き込むような運営団体をつくったり支援したりするケースはあります。しかし、民間企業が地域クラブの直接的な運営団体・実施主体になるケースは限定的でもあります。本市では、まず地域クラブ活動に関心を持つ民間企業への周知をどのような形で行っていくのかを検討していきたいと思います。また、練習施設や用具の提供による連携、地域クラブ団体や各種大会への協賛等による資金援助などの連携のあり方についても、引き続き検討していきます。

○桔川委員

運営団体・実施主体の中で、中学校地域クラブは非常に大きい存在になると思います。今後実施予定の中学校地域クラブの研修会では、どこまでの情報提供をされるのですか。

○事務局

まずはイメージ図を用いて、本市の地域移行の全体像を周知するということが重要だと考えます。加えて、令和8年9月以降の地域クラブ活動に参画していただくために、本市が考える地域クラブの方向性やスケジュールなどを示していきたいと思っております。

○笹原委員

本市として地域クラブを認定した後に、各地域クラブが安心安全な活動をしているかどうかのモニタリングの仕組みについては大きな課題になると思います。ワーキンググループの新たな論点として、検討を進めていくべきだと考えます。

○事務局

認定をすることに伴う様々な業務があり、どんなことをチェックするのかという、いわゆる実務的な部分に関しては、それらも含めた組織体制を考えていく必要があると思います。

○野秋委員

7月にイメージ図が公開され、地域移行について学校運営協議会で協議をしてほしいという内容が初めて出てきました。既にそういったことを進めている学校もあれば、学校運営協議会で一度も議題に挙げたことがない学校もあります。また、地域移行は学校主体で進めるべきことなのかどうか疑問に思っている校長もいます。地域移行は地域が主体か学校が主体かということではなく、一緒にやっていくものだと思います。その現状を踏まえ、「運営団体・実施主体になるための手続きや条件の整備」の論点においては、地域を軸にした運営団体を立ち上げるためにはどうしたらいいのか、この部分に力を入れてほしいと思います。そして、地域を軸にした運営団体を立ち上げるには、0からのスタートですから、何らかの支援が必要です。それは中身に対する支援だけでなく、費用の面も含めての支援ということになると思います。そのような支援をしていただけるのか、またはいただけないのか、その議論は非常に重要です。この部分をきちんとしていくことが、地域が学校と一緒に子供たちを育てていくという、子供たちのスポーツや文化に親しむ環境を作ることにつながっていくのではないかと考えます。

○奥家委員長

ご指摘の通り、地域移行を着実に進めていくためには、やはり学校運営協議会でしっかりと議論し、学校と教育委員会、学校と地域の合意のもとに、同じ方向を向いて進んでいくことが非常に重要であり、事務局としてお願いをしているところですよ。

○事務局

はい。地域移行となると、学校から切り離すという考え方はあるのですが、学校が全く関わらないというわけにはいかないことですので、まず学校と地域を繋ぐ架け橋となる学校運営協議会での協議をお願いしています。事務局としまして、9月に市内全中学校を訪問させていただき、各学校の部活動の現状等を把握する中で、他校の学校運営協議会での取り組みなども共有したいと考えています。

○野中委員

6月の校長会で市民部より説明がありましたが、地域学校協働本部というものが、どの県にもどの都市にも設置するとなっていて、この地域学校協働本部が学校と地域が協力して何か立ち上げる際に一番期待できるものではないかと個人的には思ったのですが、いかがですか。

○加藤委員

基本的には、本部のような事務局の場所は設けず、実際には協働センターの職員や学校支援コーディネーターなどが協力し合えるネットワークとなります。そういった緩やかなネットワークが本部機能で、文科省も事務局や会議体がなくとも、そのようなネットワークがあれば本部機能として認めてもよいという話があったということを説明しました。

○野中委員

ということは、学校運営協議会が地域学校協働本部の要素を含んでいるという考え方でいいですか。

○加藤委員

そうです。

○奥家委員長

運営団体・実施主体については、実効性のあるモニタリングについての検討を、論点として一つ加えるということで押さえたいと思います。では、次に指導者のワーキンググループお願いします。

○事務局

まず「教員の兼職兼業の整備」についてです。地域クラブに関わることを希望する教員の兼職兼業を認めるにあたり、そのクラブが青少年の教育に資するものであるか判断する場が必要です。協議1で提案した本市が認定する「地域クラブ」の要件にあるように、指導に携わるクラブが適切な活動をしていることを規約で示すことができれば、教員の兼職兼業も認めやすくなります。なお、制度上問題はないのですが、兼職兼業を希望する教員が勤務校を母体とする地域クラブに携わることにについては、メリットとデメリットがあり、意見の分かれるところです。メリットとしては、勤務校を母体とする地域クラブに参加することで、地域クラブ活動の指導者として希望する教員が増えるのではないかと、学校部活動との連携が図りやすくなるのではないかと、デメリットとしては、学校部活動の延長のような形となり、今までと変わらない体制になってしまうのではないかと、長期的な視野で見た場合に基本理念に沿った地

域移行といえるのかなどが挙げられます。この点につきましては、ぜひ協議委員の皆様のご意見をいただきたいです。

次に「部活動指導員の増員」についてです。令和8年9月以降、休日の部活動の体制が整わず、休日にも部活動指導員による部活動を希望する学校が増えることが予想されます。部活動指導員の需要の高まりに備え、任用枠拡大のための予算拡充と、登録指導員募集の周知強化、任用規約の見直しが必要です。また、指導者の確保にあたっては、他の自治体でも大学生の部活動指導員の任用が積極的に行われています。意欲のある大学生が安心して関わるができる制度や体制の整備を行うとともに、大学との連携強化を図っていきたいと考えています。

次に「指導者派遣システムの構築」です。既に市の担当課や関係機関において人材を登録・派遣する制度やリストがあります。今後これらの人材リストに登録している方々に対し、地域クラブの指導者としての参画を促す広報活動を進めたいと考えています。なお、これらの指導者を一つのポータルサイトにリスト化することができれば、団体とのマッチングを円滑に行うツールになると考えます。

次に「学校運営協議会による人材の発掘」です。先進的な学校運営協議会では、既に指導者となる地域人材の発掘等を進めていますので、そのような取組を他校とも共有することができるようになっていきたいと思います。来月より事務局で市内全中学校を訪問し、それぞれの学校の実態把握と情報共有に努めていきます。

最後に「指導者研修会の実施」です。地域クラブ活動の指導者には、協議1の認定要件でもお示したように、特にコンプライアンスの点で継続的な研修が必要であると考えます。また、指導者バンクに登録した指導者については、指導者としての一定の質を担保する必要があります。ただ、地域クラブ活動に関わる指導者全員を一同に参集するのは難しく、オンデマンドによる講習が現実的と考えます。研修動画については、民間企業への委託、大学等との連携協働等、研修受講のシステムも併せて引き続き検討していきます。

○奥家委員長

指導者のワーキンググループの報告について、ご意見をいただければと思います。できれば、先ほど報告の中であった、勤務校を母体とする地域クラブへの兼職兼業を認めた方がいいのかについても、ご意見がありましたらお願いします。

○桔川委員

部活動指導員の増員というのは非常に重要ですが、平日の部活動指導員と休日に特化した部活動指導員では何か違いがありますか。

○事務局

部活動指導員については、現在は平日・休日併せて任用しています。来年度に関しては、休日のみの時間数を限定した部活動指導員の雇用も進めていきたいと考えています。

○奥家委員長

部活動指導員の業務内容は変わらず、今の制度よりも勤務時間が短い設定ということですね。

○事務局

勤務時間の総数が短くなるということです。制度的には休日だけの勤務に限定されるわけではありませんが、トータルの勤務時間数を抑えて、平日に別の仕事がある方が、休日は部活動指導に従事で

きるような体制を作りたいと考えています。

○奥家委員長

そういったニーズを探ってみたいということですね。次年度の予算要求をしていきながら、実行可能かを見極めていく提案となります。事務局では、そういった任用形態を準備し、土日のどちらかだったら部活動の指導ができると言ってくれる方を任用していきたいと考えているということです。

○松野委員

指導者派遣システムの構築や指導者研修会など、部活動の地域移行やスポーツ振興を進めるにあたり、特にスポーツに限っては関係部署で類似した取組の部分があるので、教育委員会と市民部という括りではなく、ぜひワーキングの中で、情報の共有やシステム導入などの議論をしていただきたいと思います。地域のスポーツ活動に関わりたいという声をいただく中で、実務的な面で役割を分担していくのはいいと思います。情報やシステム環境は、幅広くその中から選択できるようなものが望ましいと思います。

○奥家委員長

いろいろな人材バンク的な制度は既にたくさんあり、それらをうまく統合し、人材に関する情報が生かせる体制や制度を整備していく必要があると思います。その点については、ワーキングの中で検討してほしいと思います。

○藤田晴康委員

指導者派遣システムの構築について、スポーツ協会では、スポーツ競技団体 47 団体の指導者の育成強化を行っていますが、人材バンクにおけるマッチングシステムの導入とは、イメージ的にどんな形を考えているかを教えてください。

○事務局

既存の指導者の登録システムが関係機関や部署でいくつかあります。これらの情報を一つのポータルサイトに集約し、指導者を必要とする地域クラブの方々が検索することができるシステムをイメージしております。他の自治体では、そういったポータルサイトを民間の業者を通じて作成し、運用している事例もあります。サイトの作成について民間に委託するかどうかは検討が必要ですが、指導者と団体を繋ぐツールになるものと考えております。

○奥家委員長

指導者と団体が繋がる窓口は一つの方がいいのではないかというのが、ポータルの考え方だろと思いますが、実行するとなるとハードルも高いので、この辺りはもう少し検討していく必要があります。

○藤田健次委員

指導者について、地域クラブとして運営している団体が、指導者との契約関係を結び、地域クラブが指導者を確保するという形の中で、行政側としてどのようなサポートができるか検討するという理解でいいですか。

○事務局

その通りです。まずは地域クラブで指導者を確保してほしいというお願いです。立ち上げの際に、活

動の運営はできるけれども、指導者が確保できないときに、人材バンクみたいなものが活用できるようサポートをしたいと考えます。人材バンクに登録する指導者に関しては、誰でもいいということではないので、指導者の登録要件は必要だと考えております。

○野中委員

地域クラブを立ち上げるにあたって、指導者を確保しないと成立しないことはわかっている、教員の中には指導力のある教員も非常に多くいます。実態調査では、20%の教員が地域クラブの指導者を希望するとのことでした。その20%の教員においても、実態調査の質問項目にはなかった勤務校を母体とした地域クラブなのか、自分の居住する地域のクラブなのかというところで希望数が大きく分かれると思います。仮に居住する地域での指導だったら希望しない、でも勤務校の平日教えている子供たちを教えるのであれば希望するという数が大きくなったら、それぞれ一長一短あると思いますが、そこはやはり考えていく必要があります。今後そのような意向を問うアンケートなどを事務局として考えていますか。また、兼職兼業を認める基準が検討中となっていますが、労働基準法で時間外労働と休日労働の合計で複数月平均80時間以内とか、あるいは自治体としては45時間以内という、そういった縛りについてどのように考えて検討されているか教えてください。

○事務局

教員の兼職兼業における勤務校を母体とした地域クラブでの指導については本当に一長一短があり、慎重に検討しているところです。9月に全中学校を訪問し、管理職の意見もヒアリングしながらなるべく早い段階で方向性を定めていきたいと考えています。ご提案があったアンケートを実施するかどうかについても、再度検討していきます。

○奥家委員長

指導者としての資質という点で考えると、これまで部活動を指導してきた教員の力は大きいです。その力を活用するためにどうすればいいかということに軸足を置いて考えなければいけません。

○河合委員

教職員課として、教員の地域クラブ活動への兼職兼業を進めていくにあたり、まずは教員が指導を希望する団体やクラブがきちんとした組織なのかというところを確認します。次に指導者としての専門性があるかという点で、例えば指導経験や競技に関わる資格があるかということも確認します。さらに報酬や活動時間が適切かどうか確認し、兼職兼業を認めるかどうかを判断しています。兼職兼業というのは、「教員の職務を兼ねる」、「別の場で兼ねる」ということなので、何も指導経験のない種目の指導をするのはいかななものかということもあります。

協議1で示された要件「②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制」には、その競技・種目における指導実績や指導者資格を有する者を指導者として確保することが望ましいというふうなことが明記されていますが、このような条件が足かせになるとしたら、兼職兼業ではなくて、営利企業等従事の許可で対応した方がうまく人材確保ができていくのではないかと思います。

○奥家委員長

教員の副業について、公務員の基盤となるのはいわゆる営利企業等従事にかかわる許可制度が国家公務員法の中にあって、これは教員でも行政職員でも一律に関係しています。また教員には兼職兼業という制度があり、教員の資質の延長として何かを行う場合について、兼職兼業を認めていくということに

なっています。二つの制度の違いは、営利企業等従事は許可制度であり、兼職兼業に関しては届け出による認定という形になっています。

令和6年6月に、内閣人事局・人事院が「一般職の国家公務員の兼業について（Q&A 集）」を出しました。その中で兼職する時間数の基準を示していて、週8時間以下、1か月30時間以下、平日勤務日3時間以下というガイドラインを初めて示しています。当然、この国家公務員の営利企業等従事の許可の基準というものは、今後各自治体も踏襲することになるため、いずれ本市の場合もこの形での運用をしていくことになると思います。となると、教員の中で地域クラブの指導者を希望する人は、示された時間数の範囲内であれば可能であるという制度になるのではないかと思います。

次に、活動場所（活動用具）のワーキンググループから報告をお願いします。

○事務局

活動場所（活動用具）のワーキンググループです。

「学校施設や学校用具が利用できる制度設計」については、行政財産の目的外使用を軸に、既存の条例や制度を活用し、本市が認める地域クラブが学校施設を優先して利用できるような制度を整えていきたいと考えています。2つの方法が考えられ、1つは現在実施しているスポーツ施設利用の制度を活用し、室内で活動する地域クラブに向けて、音楽室や教室などの開放をしていく方向です。ただ、校舎内に関しては、鍵の管理の仕方やセキュリティ面への課題があるため、今後具体的な方策を検討していく必要があります。また、もう1つの方法として、行政財産の使用許可に関する事務処理要領を見直し、地域クラブ団体が学校施設を使用できるようにしていくことも考えられます。併せてそのような学校施設を無償で利用できるよう、関係各課と協議していく必要があります。

活動用具については、原則は受益者負担となり、ボールなどの消耗品はクラブまたは個人で準備して使用することになります。その際、個人や団体では高額のために用意ができない吹奏楽の楽器等が課題となることが想定されます。地域クラブ活動は社会教育の一環であるため、今後、学校備品である楽器の使用や管理をどのようにしていくかは、引き続き検討していく必要があります。

「公共施設の減免措置や優先利用の検討」については、地域クラブとしての特別な優先利用や減免措置はせずに、スポーツ施設も文化施設も現行の制度を活用していく方向で考えています。公共施設の利用を考えている場合は、各公共施設が定める減免申請の対象団体として登録することで、現行通りに利用できるようにしていきたいと思います。

○松野委員

学校開放の制度を所管するスポーツ振興課としては、ワーキンググループで考えている方向性で進めていくことがいいのではないかと思います。現行の条例では、学校の施設開放においては運動場、体育館、柔剣道場だけだったものを、これからテニスコートや校舎内の特別教室等というのも、引き続きワーキングの中で整理をしてほしいと考えています。また、学校開放のスマート化という視点からも転機になることですので、どのような団体が優先的に学校施設を使用できるかということも含めて議論が必要です。もう一つの公共施設の減免、優先利用についても概ね問題はないですが、今現在もこの減免や優先利用を求める動きによって、登録団体がかなり増えている現状があり、一般の利用者に大きな影響が出ています。減免措置について、当然条例で認められているものですが、学校の利用が多ければ多いほど施設側が赤字になる一方、公共施設としての稼働率を上げるためには、この地域クラブ活動との連携で成り立つ部分もあります。

○藤田晴康委員

地域クラブとしての減免措置は行わないというのは、地域クラブは各公共施設が定める減免申請の対象として登録し、しかるべき措置を受けて減免されるということですね。

○事務局

誤解を与えるような説明になってしまいましたが、ご指摘の通り地域クラブとして何か減免を申請するというものではありません。

○徳田委員

やはり活動場所と活動用具については、説明があったように一番大きな課題になるのは吹奏楽かと思っています。楽器については、現状個人で所有する生徒も一定数はいますが、これが個人で所有することが必須となると、家庭の負担は大変なことになると思います。そのことが原因で、間違いなく吹奏楽人口は減っていくだろうと懸念をしますし、チューバなどの大型楽器や打楽器を個人で所有するというのは現実的ではありません。それらの点を踏まえ、楽器の管理や修繕などの費用面も含めた支援のシステムについて、引き続き検討していただきたいと思います。

それと活動場所についても、社会体育に貸し出している運動場や体育館と違い、校舎の中を貸し出すことは、セキュリティの面でかなりハードルが高いと思います。長期的には、使用する音楽室等が独立したエリアになるような校舎の造りになるといいと考えますが、今すぐに改修することはもちろんできないので、そこに近づくような短期的なアイデアについて、議論が必要ではないかと思います。

○山本委員

教育施設課として、まず活動場所の確保のことですが、協議1の要件「②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制」が示されているので、活動場所の整備、整理は先行して行わなければなりません。また、楽器については、今まで学校教育の一環である部活動であったために使用することができていたものです。これを地域の団体に貸し出すということになると、管理の観点からしても、非常に難しいことになると想定されます。地域クラブに限定して貸し出すのか、全ての音楽団体に対して貸し出すのかなどを整理する必要があるかと思います。

また、活動場所の関係で、セキュリティの観点から校長室や職員室等に地域クラブの関係者が入ることがあってはいけません。校舎への入口を確保し、トイレ等を利用することを前提に、地域クラブ活動に関係のない部屋へ行かないようにするという整備をした上で開放を進めたいと思います。となると、やはりすぐに全ての希望する場所を貸し出すことは厳しいので、整備の観点からも一定の時間は必要かと思います。

文化的な活動だけではなく、プールの開放も課題があります。光熱水費については、今の体育館の使用でもお金をいただいております、プールを貸すとなると結構な水道代がかかります。このような話は施設を利用する競技ごとに細かいことまでいろいろ想定して詰めておく必要があります。

○奥家委員長

楽器については、30年前と比べ、同じ楽器でも値段は倍ぐらいに高くなっている現状を考えると、やはり学校の楽器を使って活動するという話は、自然な流れだろうと思います。そこが整理されない中で吹奏楽を地域移行し、でも楽器は学校では貸せないで自分で用意していただきとなると、極端なことを言えば、浜松でこれだけ盛んな吹奏楽の火が一気に消えてしまうということにもなりかねません。それらも含めて部活動ごとに地域移行を実施すべきかどうかということは慎重に判断する必要があるの

ではないかと思います。

また、これまでの学校のセキュリティに関わるいろいろな問題を経る中で、現在のセキュリティ体制になっているので、そこをルーズにしてまで学校施設を開放するという事は難しいと思います。

最後に費用・学校との連携・大会等のワーキンググループから、報告をお願いします。

○事務局

「指導者への報酬援助」については、現状では難しいのではないかと考えています。指導者への報酬援助により、各団体が指導者に支払う報酬が増えることで指導者の確保がしやすくなったり、家庭が負担する費用が抑えられたりという利点も考えられます。しかし、持続可能な報酬援助の仕組みが確立できるかという問題が大きく、仮に費用援助がなくなったり減額されたりした場合に、地域クラブの運営が厳しくなってしまう状況は避けなければならないと考えます。各団体が学校施設の無償使用や公共施設の減免等を活用する中で、間接的な費用援助ができればと考えております。

「参加者への費用援助」についても、参加者への直接的な費用援助は難しいのではないかと方向性です。協議1の地域クラブの認定要件では、地域クラブは各団体が可能な限り低廉な会費を設定し、事前に参加希望者に費用等に関する説明を行うことが望ましいとしています。現在の学校部活動においても、道具やユニフォーム等の必要経費は各家庭が支払っており、特段の援助を行っておりません。ただ、先日子育て支援課より「子供の習い事応援事業の参画事業者募集」について報道発表があったように、地域クラブ活動についても、経済的な支援が必要な世帯への援助ができるか等、引き続き他課とも連携しながら検討していきます。

次に「大会コンクール主催者側への参加規程の見直しの依頼」については、本市が認定する地域クラブの要件等を各大会主催者に周知し、本市が認定する地域クラブが大会やコンクールに参加できるように、参加規程の見直しを依頼したいと考えます。

最後に「地域クラブ活動協議会の進捗状況の周知」ですが、これまで通り市のホームページとさくら連絡網を軸に、市民や保護者の皆様への周知を行っていきます。地域クラブ活動の周知に関連して、ぜひ本市の地域クラブ活動に独自の名称を付けてはどうかと考えます。現在本市には、既に他の自治体にはない「中学校地域クラブ」が存在しており、本市が目指す「地域クラブ」と既にある「中学校地域クラブ」の名称が似通っているために非常に分かりづらく、今後正確な情報を周知する上で大きな妨げになることを危惧しています。この名称については、市のホームページやさくら連絡網等で実際に活動に参加する子供たちや保護者の方、市民の方に公募していく形を考えております。

○奥家委員長

大会参加については、地域クラブが学校部活動と同じようにいろいろな大会に出られるように、中体連と連携していくということに加え、それ以外の大会の主催者に対して参加への配慮をお願いしていく必要があると思います。また、地域クラブの名称については、既に中学校地域クラブが存在し、名称が重複している部分があるので見直したいということです。

総じてそれぞれのワーキンググループでの議論からも、やはり費用の部分はどうするかということは大きな課題であるということが分かります。結局は人がいて、サービスを提供してということになると、そこにはそれなりの対価が必要である一方、参加者の会費については低廉な設定をすることが国のガイドラインで示されているため、元々地域クラブ団体側に運営的な負荷がかかるような形での制度設計になっていると思います。市として費用という形も含めての支援のあり方というか、地域クラブ活動を運営する団体にとって何が本当に必要なのかという視点で考えていく必要があります。

○桔川委員

指導者への報酬援助については難しいのではないかと思います、例えば指導者の保険代やライセンスの更新費用などを援助する方法があればありがたいと思います。

○藤田晴康委員

指導者の報酬援助の件については、他都市の状況も示していただき、報酬援助は行わないと拙速に判断することは時期尚早かと思います。

○奥家委員長

協議２のワーキンググループからの提案は、基本的にはワーキンググループとして考える方向性を示しているものです。ただ、協議会での議論は、市民の皆様にとって非常に関心が高い内容ですので、途中経過とは言いながら、メッセージとして伝わる影響等に十分配慮して進めていく必要があります。